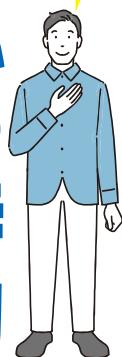


建物共済

ご存知ですか?



建物共済 安心の特約

建物共済の特約を2つご紹介します。気になる特約がございましたら、近くのNOSAIへお問い合わせください。

オススメ①
臨時の出費に備える!

臨時費用担保特約

1 臨時費用共済金

選択した給付割合に応じ、臨時の費用として損害共済金に上乗せしてお支払いします。

給付割合は

30%、20%、10%から選択できます

※1事故に対しても250万円が限度

2 死亡・後遺障害費用共済金

共済事故により居住者が200日以内に死亡または後遺障害を被ったときにお支払いします。

※200万円が限度

※自然災害による損害は対象外

オススメ②

わずかな掛金で補償拡充

小損害実損てん補特約

損害額が30万円以下の場合、加入割合に関わらず30円を限度に損害額を全額お支払いします。

※地震等による損害は対象外

支 払 例

再建築価額が3,000万円の住宅を、共済金額1,000万円で総合共済に入り、降ひょうにより屋根に20万円の被害を受けた場合。

特約なし

$$\text{共済金} = (20\text{万円} - 1\text{万円}) \times \frac{1,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} \div 6\text{万3千円}$$

特約あり

$$\text{共済金} = 20\text{万円}$$

※損害額が30万円以上であっても、通常の加入割合で算出した損害共済金額が限度額の30万円未満となる場合は、30万円のお支払いとなります。

※1 建物の加入共済金額の合計が1,000万円以上で加入できます。

掛金は

火災共済・・・860円 総合共済・・・2,360円

物件や加入金額にかかわらず一律で、上記金額が、基本掛金にプラスされます。基本掛金は、小損害実損てん補特約の掛け率が適用されます。